

## 第 4 次八尾市地域福祉計画 前期振り返りについて

令和 3 年 3 月策定の第 4 次八尾市地域福祉計画（以下、「計画」という。）の計画期間は、令和 3 年度から令和 10 年度までの 8 年間で、中間年には前期計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い、計画の変更が必要となった場合は見直すものとしており、令和 6 年度の見直しに向けて前期（令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間）の振り返りを行い、**資料 1 - 2**中の次年度に向けて等を踏まえた見直しを進める。

|        | 令和<br>3年度<br>(2021 年度)        | 令和<br>4年度<br>(2022 年度) | 令和<br>5年度<br>(2023 年度) | 令和<br>6年度<br>(2024 年度) | 令和<br>7年度<br>(2025 年度) | 令和<br>8年度<br>(2026 年度) | 令和<br>9年度<br>(2027 年度) | 令和<br>10 年度<br>(2028 年度) |
|--------|-------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 地域福祉計画 | <b>第 4 次<br/>(中間年に評価、見直し)</b> |                        |                        |                        |                        |                        |                        |                          |

【第 4 次八尾市地域福祉計画より抜粋】

- 全体を振り返って

計画においては、困っている人を放っておけない八尾市民の「ほっとかれへん」「おもいやり」の気質が生み出す「おせっかい」に着目し、この「おせっかい」によって「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざし、社会福祉審議会や地域福祉専門分科会委員から頂戴したご意見を一つずつ取り組みに反映し、多くの関係機関と連携して取り組みを推進している。

- 前期計画中の主な取り組みについて

- ▶ 特別定額給付金未申請者への訪問勧奨事業

※ 計画策定以前の令和 2 年度の取り組みではあるが、「誰ひとり取り残さない」という八尾市の姿勢が強く表れている取り組みのため掲載。

特別定額給付金は、全市民がひとり 10 万円を受け取れる事業であり、新型コロナの対策として、すべて郵送で申請するしくみであったが、高齢者を中心に、書き方の分からない方が市役所に多く来庁している現状から、他にも申請ができない人がいるのではないかと、令和 2 年 8 月に未申請者を訪問し、申請を出してもらうよう呼びかけを実施。

さまざまな理由で申請できなかった方が申請につながった一方（最終的に申請率は 99%を超え、府内でもトップの数値に。）、手続きが面倒だという方、住所を置いたまま所在が分からなくなっている方、近所との交流が全くない方など、地域とのつながりが希薄な方の存在が明らかとなった。

事業を通じて、地域のつながりの大切さや制度の狭間にいる方への支援の必要性を強く感じ、地域共生社会づくりに向けた地域づくり支援、参加支援、相談支援を充実させていくことの重要性から、現在の計画の内容を構成するきっかけとなった。

➤ **つなげる支援室及び生活困窮者自立支援担当の設置**

八尾市では、令和2年度より「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施する市全体の体制整備に向けた取り組みを開始し、その中でも相談支援において主に以下の課題が見られた。

- ・ 個人や世帯が抱える課題が、複雑化・複合化しており、介護、障がい、子ども、生活困窮等の福祉制度・サービスだけでは解決に至らないケースが増加している。
- ・ 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、生活課題が顕在化しにくく、また地域から孤立しやすい状況にある。
- ・ 相談支援機関の中には、「連携・協働する機関や人がいない」「支援する手立てが見つからない」等の事情により、ケースの抱え込みや支援の行き詰まり感等が生じ、支援が停滞しているケースが発生している。

これらの課題に対応するため、令和3年度に、つなげる支援室及び生活困窮者自立支援担当を地域共生推進課内に設置し、重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始し、令和5年度より重層的支援体制整備事業を実施している。

|                                      |  |  |
|--------------------------------------|--|--|
| つなげる支援室の相談支援                         | 支援調整実件数 105 人<br>延べ対応件数 802 件<br>【令和4年度実績】 | 既存の窓口では対応が困難な複雑化・複合化したケースにおいて、支援関係機関を招集し、役割分担や支援の方向性を検討・決定する。                |
| 生活困窮者自立相談支援事業<br>【基幹型：市】<br>【委託型：社協】 | 相談件数 409 件<br>プラン作成件数 132 件<br>【令和4年度実績】   | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の相談に応じ、本人の状況に即して作成した支援計画に基づく支援を行う。 |

➤ **社会福祉協議会（生活支援相談センター）によるアウトリーチ**

重層的支援体制整備事業の取り組みの一環として、社会や人との関わりを持つことが困難な方等必要な支援が届きにくい方に対して、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行い、必要な場合は、地域での見守り支援につなぐことで、一度の訪問で終わるのではなく、寄り添った支援を行っている。

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 福祉生活相談支援事業 | 実相談者数 276 人 【令和4年度実績】 |
|------------|-----------------------|

➤ **八尾市地域福祉計画にかかる研修会の開催**

計画内容の周知と「地域共生社会の実現」に向けた、行政だけでなく地域住民や関係機関、企業等の多様な主体がより一層連携体制を強化する共通認識の醸成を目的とした研修会を令和3年度に地域福祉計画に関連する職員や、福祉専門職等福祉職等相談対応職員、令和4年度に関係機関、令和5年度に市民を対象に開催。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 令和3年度 | <b>【講師】</b> 武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 松端 克文 教授<br><b>【内容】</b><br>1. 担当者から事業説明「八尾市地域福祉計画について」<br>2. 講師による講義<br>「八尾市地域福祉計画研修会～八尾市がおせっかい日本一になるためには～」 | 会場参加：33名 |
|-------|---|----------|

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 令和4年度 | <p>【講師】 武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 松端 克文 教授</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当者から事業説明<br/>「八尾市地域福祉計画および重層的支援体制整備事業について」</li> <li>2. 講師による講義<br/>「八尾市がめざす重層的支援体制整備事業について<br/>～誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築のために～」</li> <li>3. 講師と地域共生推進課長によるディスカッション（対談形式）</li> </ol>                 | <p>会場参加：44名</p> <p>動画視聴：71名</p> <p>庁内39名、関係機関32名</p>  |
| 令和5年度 | <p>【講師】 武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 松端 克文 教授</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1・2 前年度と同じ</li> <li>3. トークセッション<br/>「重層事業が始まって変わったこととこれからについて」<br/>コーディネーター：松端 克文 氏<br/>登壇者：(社福) 八尾市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 石川 真規 氏<br/>(社福) 八尾隣保館 久保田 佳宏 氏<br/>八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課長 岡本 由美子</li> </ol> | <p>会場参加：56名</p> <p>動画総再生回数：274回<br/>(2024/2/12時点)</p> |

▶ 先進的取り組み自治体として

重層的支援体制整備事業や権利擁護支援にかかる国の持続可能な権利擁護支援モデル事業「八尾市見守り推進事業」等の取り組みを積極的に進めていく中で、多くの自治体等からの視察の受け入れや取り組み事例の発表を行っている。

【令和5年度実績（現時点）】

|             |   |
|-------------|---|
| 重層的支援体制整備事業 | <p>(7月12日) 岐阜県恵那市議会 「重層的支援体制整備事業について／「つなげる支援室」について」</p> <p>(8月3日) 大阪府地域生活定着支援センター 「定着センターと重層的支援体制整備事業の連携について」</p> <p>(9月14日) 厚生労働省 「八尾市が取り組んでいる重層的支援体制整備事業について」</p> <p>(11月1日) 東京都品川区議会 「八尾市が取り組んでいる重層的支援体制整備事業について」</p> <p>(11月30日) 大阪保護観察所 「八尾市が取り組んでいる重層的支援体制整備事業について」</p> <p>(1月24日) 長野県佐久市議会 「八尾市が取り組んでいる重層的支援体制整備事業について」</p>  |
| モデル事業       | <p>(8月22日) 厚生労働省 「八尾市のモデル事業の現状／見守り支援を行っている方への聞き取り 等」</p> <p>(8月22日) 神奈川県藤沢市議会 「八尾市が取り組んでいるモデル事業について」</p> <p>(10月4日) 岐阜県社協研修会講師 「市民後見人の活躍促進について」</p> <p>(10月18日) 日本総合研究所 「八尾市のモデル事業の現状について」</p> <p>(10月27日) 重点支援自治体報告会発表 「モデル事業を先進的に取り組んでいる自治体として報告」</p> <p>(10月19日) 読売新聞全国版掲載 「市民後見人の活躍にかかる先進的取り組みとしてモデル事業を紹介」</p> <p>(10月27日) 重点支援自治体報告会発表 「モデル事業を先進的に取り組んでいる自治体として報告」</p> <p>(11月8日) 神奈川県海老名市 「市民後見人の活躍促進について／モデル事業について」</p> <p>(11月17日) マッセ OSAKA 研修講師 「市民後見人の活躍と権利擁護支援への新たな可能性」</p> |

※その他、シンポジウムや研修会での登壇、各省庁との意見交換等に多く参加している。

## ● 中間見直しに向けて

計画前期（令和3年度から令和5年度までの3年間）においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域活動が中断する等地域や人との関わり方が大きく変化してきた中で、オンライン技術を活用するといった新たな関わり方も生まれ、上記取り組みだけでなく、世代間の情報格差が広がりを見せる中で、自分の知識や特技を活かして活動できる福祉人材の発掘、育成をする「デジタルサポーター養成講座」といった様々な取り組みを推進してきた。

後期計画においては、前期での取り組みを着実に推進するとともに、社会福祉審議会や地域福祉専門分科会委員から頂戴したご意見や市民アンケート等から得られた地域との関わりの変化やニーズを把握し、「おせっかい日本一」に向けた取り組みを推進していく。

### ➤ 計画後期における主な取り組み（資料1-1中「次年度に向けて」再掲）

#### ・重層的支援体制整備事業（相談支援体制・地域づくり支援・参加支援）の推進

重層的支援体制の中で、地域資源を効果的に活用するためのネットワークの構築や、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野において実施されている既存の地域資源及び地域住民が主体となって活動されている行事や事業所が独自で行っている活動に対しても、積極的に情報収集し、可能な限り把握して連携しつつ、社会福祉協議会コミュニティワーカーや社会福祉法人、出張所等と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の開発等、地域づくりをさらに進める。

また、社会福祉施設連絡会を協働の基盤（プラットフォーム）として継続的に連携し、社会福祉法人などの多様な主体とのさらなるネットワークの強化を図ることにより、相談支援の強化と地域づくりの充実をさらに進めていく。

#### ・地域福祉推進基金の新規申請団体の確保

小規模団体等からも地域福祉推進基金活用事業の助成金に新規申請いただけるよう、これまでの広報手法に加え、地域資源マップを参考に直接子ども食堂等の地域資源に働きかけるなど、地域のキーパーソンにも周知することで、地域福祉活動のきっかけをつくとともに団体同士の相乗効果を図る。

また、基金活用後も継続して活動し続けられるよう好事例を紹介したり、社会福祉協議会や出張所と連携しながら、地域でつながり支え合う仕組みを一緒に考えていく。

#### ・小地域ネットワーク活動の推進

令和5年度に実施した地区福祉委員会へのヒアリング結果を踏まえ、グループ支援の在り方の再検討を行っていく。特に、社会福祉協議会コミュニティワーカーがコーディネートし、個別援助活動において課題が明らかとなった方をグループ援助活動へつなげ継続的に地域で見守っていくしくみを強化する。

#### ・福祉人材養成事業等を通じての「おせっかい人材」の発掘・育成

「おせっかい人材」の発掘・育成につながるよう SNS を活用して福祉人材の仲間が増える取り組みを行い、空いた時間に気軽に参加できるしくみを整える。また、社会福祉協議会コミュニティ

ワーカーや関係機関等と連携しながら、地域で何かやってみたいと思う人を福祉ボランティア活動へとつなげていく。

#### ・居住支援にかかる取り組み

地域ニーズにあった安心できる環境づくりのため、居住支援法人と社会福祉協議会、市の建築部局と連携を強化し、事業者や関係機関とともに地域福祉の推進をしていけるよう、居住支援協議会の設立も含め検討を進めていく。

#### ・権利擁護支援をはじめとする地域で見守る体制の強化

権利擁護支援においては、増え続ける権利擁護に関する相談に適切に対応していくため、相談職員のスキルの向上を図っていく。さらに、支援機関等に実施した「意思決定支援」に関する事例を用いた実践的な研修を引き続き実施することで、権利擁護に関する意識の醸成を図っていく。また、令和4年度より取り組みを開始した「八尾市見守り推進事業」を国や実施自治体と協議しながら進めていくことで、権利擁護支援における課題解消を図っていく。

#### ・地域における共助の取り組みの活性化

課題を抱える人や世帯に対して過去の状況から現状を聞きとり、その中から課題整理を行いながら相談者と一緒にプランを作成し、自立へと導くことができるよう相談員の対応力、生活支援相談センターの組織力向上をめざす。また、生活課題に対し、地域資源や地域の居場所につながるよう社会福祉協議会コミュニティワーカーや関係機関等との連携を強化させ、地域における共助の取り組みを活性化させる。

#### ・災害時要配慮者支援事業における避難行動要支援者への対応

災害時要配慮者支援事業については、今年度、避難行動要支援者の社会福祉施設への直接避難を実際に支援したことで得ることができた課題や懸念事項について、社会福祉事業者と意見交換を行い、さらなる仕組みの改善に取り組んでいく。また、地区防災計画の策定にあわせ、災害時に誰も取り残されることなく、安全に避難できることをめざし、同意者リストや個別避難計画を活用した避難時の声掛けや災害に備えた準備が進むよう取り組んでいく。